

証券コード：3138
2022年3月10日

株 主 各 位

東京都渋谷区南平台町16-11アライブ南平台ビル7階
株式会社富士山マガジンサービス
代表取締役社長 西野 伸一郎

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。新型コロナウイルス感染症拡大の収束時期の見通しが困難な中での本総会開催となりますので、本総会へのご出席については、株主の皆様におかれましては、感染防止を最優先にお考えいただき、ご参加される場合においては、ご不便をおかけして恐縮ですが、マスクの着用及び会場受付での検温、消毒にご協力いただけますようお願い申し上げます。

また、当日、咳等の風邪類似の病状がある場合、会場受付において37度5分以上の発熱が確認された場合は、他の株主様への万一の感染リスクを防ぐために会場へのご入場をお断りさせていただく可能性がありますことを予めご了承いただきたく存じます。なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討いただいた上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、2022年3月24日(木曜日)午後6時30分までに当社に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月25日(金曜日)午前10時(受付時間：午前9時30分)
2. 場 所 東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー東急ホテル地下2階 ボールルーム「昴」
※本株主総会において、ご出席の株主様へのお土産の配布は予定しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

- 第20期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第20期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議案について賛否の記載がない議決権行使書用紙が会社に提出されたときは、賛成の意思表示をされたものとして扱わせていただきます。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (3) 上記にかかわらず、株主が法人である場合には、使用人を代理人とすることができます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。また、代理人は1名とさせていただきます。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集通知ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fujisan.co.jp/ir/info/library/meeting/>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、ワクチン接種が進んでいることで個人消費にとって明るい兆しは見えてきているものの、新たなコロナウイルス変異株が発生し、感染が再拡大する等、いまだ、先行きは不透明な状況にあります。また、米中間の対立、米露間の対立等、不安定な国際情勢の影響等及び米国長期金利の値上げ観測による世界経済のさらなる悪化が懸念される中、景気についてもいまだ不透明な状況が続いております。

このような経済情勢の中、当社サービスの基盤となる、インターネット及びブロードバンド関連の環境につきましては、リモートワーク率の上昇、巣ごもり需要等を取り込み着実に増加しており、2021年9月末時点で固定系ブロードバンド契約数が約4,335万（前年同期比3.3%増）とインターネットを利用する機会が広く普及しております。また、スマートフォンやタブレット端末の利用者の増加により移動系超高速ブロードバンド契約数（3.9-第4世代）は約1億4,633万（前年同期比8.1%減）と減少に転じる一方、第5世代携帯電話契約数が2,922万（前年同期比30.2%増）を超えるなど、インターネットを利用する環境は引き続き拡大基調にあります（出所：総務省電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表）。一方、2021年1月から12月の雑誌全体の販売状況は前年同期比約5.4%減の5,276億円となっており、また、書店からの返品率も41.2%（前年同期比1.2ポイント増）となり、返品率も悪化しております（出所：出版月報2022年1月号）。

このような環境の中、当社グループは、当連結会計年度においても、雑誌の定期購読者の囲い込み、新規読者の獲得のため、第19期事業年度に引き続き、各マーケティングチャネルの充実、SEO対策やリテンション対策による雑誌購読者の定期購読者化、新規受注高の増加及び継続率の上昇による継続受注高増加のための各種施策を実施して参りました。さらに、出版社の配送支援業務及びWEB経由以外で新規の雑誌定期購読者数を増やすために、出版社が管理する既存の定期購読顧客の管理を当社に移管し、当社グループが購読顧客の獲得、管理、配送までを一括で受ける「Fujisan VCS (Fujisan Value Chain Support)」の展開及び法人顧客開拓についても、引き続き

注力して参りました。

この結果、雑誌出版市場が大きく前年比で縮小する中、当社グループは当連結会計年度末において総登録ユーザー数（一般購読者及び法人購読者の合計数）は3,749,692名（前連結会計年度末比230,747名増加）、そのうち課金期間が継続している継続課金ユーザー数（「Fujisan.co.jp」に登録しているユーザーのうち、12月末時点で年間定期購読及び月額払い定期購読の申込みを継続しているユーザー並びに当月内に雑誌を購読したユーザーの合計数）は634,634名となり、当社グループ会員数は雑誌市場の減少にかかわらず着実に伸びているものの、ユーザーの増加率については、待合室やオフィス内での購読を前提としていた法人顧客の減少及び紙雑誌の定期購読サービス領域の新規顧客獲得については、いたずらに獲得数を追うのではなく、1件当たりの獲得コストの効率化を進めていることもあり鈍化しております。

一方、デジタル雑誌関連の事業（「第2の矢」事業）については、2018年第2四半期連結会計期間より、新たに株式会社電通と合弁で設立した株式会社magaportの事業開始に伴い、従来の「Fujisan.co.jp」上でのデジタル雑誌販売のみならず、他電子書店向けのデジタル雑誌取次分野及び派生するサービス領域事業に注力しております。本事業は主に雑誌読み放題サービスにおいて着実に成長を続けており、2021年12月末においては当社グループの売上の32.2%を占めるまでになり、第2の柱に育ちつつあります。また、既存の雑誌読み放題サービスへの取次だけでなく、記事単位の提供サービスのトライアル、株式会社図書館流通センターと共同で電子図書館事業の検証事業への参加を行う等、新たなサービス領域の開拓も行っております。

雑誌購読者情報を用いた事業（「第3の矢」事業）についても、株式会社イードと立ち上げた株式会社アイデアが手掛ける出版社ECサイトの運営支援事業が堅調な立ち上がりを見せております。また、雑誌情報を用いたマーケティング分野においてもカルチュア・コンビニエンスクラブ株式会社グループの株式会社Catalyst・Data・Partnersとデータ検証作業を開始しております。

コスト面については、第3四半期連結会計期間に引き続き、主にマーケティングの効率化により発生するコストを抑えております。また、第4四半期連結会計期間において、当面、新型コロナウイルス感染症の蔓延が収まらないことを想定し、従業員の過半数がリモートワークを継続することを想定し、オフィスフロアを半減いたしました。これによりオフィス関連の固定費が減少しております。

上記の施策の結果、当連結会計年度における取扱高（連結取引取消去前における当社グループから出版社への定期購読の注文取次高、当社の仕入販売高、当社グループが

出版社から配送業務及び広告PR業務等を受けた請負業務の取扱高の合計)は11,852,833千円(前年同期比6.2%増)となりました。売上高は5,930,781千円(同15.3%増)となりました。利益面につきましては、営業利益525,465千円(同62.5%増)、経常利益523,856千円(同61.5%増)、当期純利益373,418千円(同68.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益346,856千円(同61.6%増)となりました。

注. 当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の業績の状況については記載していません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は201,869千円で、そのうち196,669千円はソフトウェア開発にかかるものであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2021年12月30日付で株式会社アイデアの株式880株を追加取得しております。この結果、当社の株式会社アイデアの株式持分は89.4%となりました。

(8) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

	第17期	第18期	第19期	第20期
売上高 (千円)	3,466,866	4,432,250	5,144,038	5,930,781
経常利益 (千円)	253,726	333,069	324,373	523,856
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	181,575	172,529	214,639	346,856
1株当たり当期純利益 (円)	58.71	55.65	68.68	109.03
総資産 (千円)	3,720,737	4,366,479	4,978,987	5,458,078
純資産 (千円)	1,130,813	1,328,543	1,544,893	1,910,461

②当社の財産及び損益の状況

	第17期	第18期	第19期	第20期
売上高（千円）	2,942,221	3,123,819	3,542,076	3,726,808
経常利益（千円）	244,310	348,112	362,521	441,867
当期純利益（千円）	179,680	187,027	215,731	306,741
1株当たり当期純利益（円）	58.10	60.33	69.03	96.42
総資産（千円）	3,593,506	4,053,140	4,619,559	4,939,021
純資産（千円）	1,106,843	1,307,117	1,513,019	1,811,910

（注）1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。

（9）重要な子会社の状況

① 重要な子会社等の状況

名 称	出資比率	主要な事業内容
Fujisan Magazine Service USA, INC.	100.0%	当社に関わるシステム開発
株式会社magaport	51.0%	デジタル雑誌の取次
株式会社しょうわ出版	100.0%	加除式出版事業
株式会社イデア	89.4%	雑誌と連動したECの企画、運営

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 対処すべき課題

当社グループは雑誌の定期購読サービスの提供を中心に事業を行っております。今後につきましては、既存事業を引き続き収益基盤としつつ、デジタル雑誌の取次事業、デジタル雑誌の記事を用いた出版社WEBメディアの構築支援というデジタルメディア領域において、既存事業と並ぶ収益源の構築に取り組んで参ります。その上で、最終的には、雑誌の購買状況という、個人の趣味に直結するデータ及び出版社メディアに來訪される來訪者情報等を活用したEC事業（マガコマース）、メディア事業、広告配信事業等の展開により、雑誌出版領域におけるビッグデータ事業者になれるよう、事業を推進して参ります。

当社グループは、上記内容を踏まえ、以下の点に取り組んで参ります。

① 雑誌販売支援事業の収益力の維持

当社グループが取り組む雑誌販売支援事業は、月額課金サービスの充実、定期購読の自動更新サービスの導入等、購読者の利便性を向上させるとともに、出版社への効果的なマーケティング手法の提供、購読者獲得から購読者への配送までを一括でサポートする「Fujisan VCS (Fujisan Value Chain Support)」サービスの提供により、購読者、出版社双方が雑誌の定期購読に取り組みやすくすることで、定期購読市場の拡大を図って参りました。

特に、スペシャルパートナーと共同で定期購読読者獲得の最適な手法を探る「スペシャルパートナー戦略」を柱に、月額課金サービスの充実、WEBサイトリニューアル、デジタル雑誌の提供（タダ読み、紙媒体とのバンドル提供等）による定期購読の付加価値向上のための施策を促進することで、雑誌販売事業の定期購読者の囲い込み、収益性の維持・向上を引き続き図って参る所存であります。

また、2022年度においては、2021年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響によるEC需要の急増による配送コスト上昇に対する対応を行うとともに、マーケティングコストの効率的な投下等により、コストを抑制しつつ、雑誌購読者の囲い込みを進めて参ります。

② サービスの拡充

当社グループは、購読者に当社グループのサービスを継続利用していただくためには、取扱雑誌数の充実のほかに、利便性、信頼性の向上が必要であると考えております。そのため、定期購読者からの需要が高かった配送情報の提供等、顧客の利便性、信頼性を向上させるための施策の導入を図って参ります。また、デジタル雑誌については、従来のPDFデータをベースにした購読環境の提供では、我が国のスマートフォンベースでの購読スタイルにおいては、購読時に記事を拡大しながら読み進めていく必要があることから購読者数が伸び悩んでおり、現状の配信形態での事業展開には限界が見えつつあると考えております。そこで、今後は、現在の購

読スタイルでもユーザーを確保できている「読み放題」サービスへの取次強化を進めて参ります。

また、スマートフォンベースでの購読に適した形での配信形態としてのデジタル雑誌記事のWEB化、電子雑誌のWEBメディア化に向けた取り組み及び電子雑誌需要が伸びていくことが見込まれる電子図書館への当社システム、電子雑誌コンテンツの提供も検討して参ります。

当社グループは、更なる事業拡大を企図して、雑誌定期購読者のデータベース及び当社グループが出版社から預かっている雑誌記事を活用したEC事業の展開を進めておりますが、将来的には、広告配信事業、メディア事業への展開も検討を進めて参る予定であります。

③ 自社グループ及び運営サイトの認知度向上

当社グループは新聞、テレビ等のマスメディア向けの広告を実施しておらず、当社グループが持つWEBマーケティング技術等の有効活用により、利用者の獲得を図って参りました。しかしながら、当社グループの事業の更なる拡大のためには、雑誌の定期購読サービス自体の利便性の認知度向上、当社グループ自体のブランドの確立及び認知度の向上が必要であると考えております。

したがって、SNSやメディアを活用した広告宣伝及びプロモーション活動についても費用対効果を検証し、検討を進めて参ります。

④ システムの安定性の確保

当社グループの事業は、インターネット上でサービス提供を行っている関係上、安定した事業運営を行うために、アクセス数、外部攻撃を想定したサーバー設備の強化、負荷分散等が重要となります。

したがって、今後もクラウド環境への移行も含め、継続的に設備投資を行いシステムの安定性確保に取り組んで参ります。

⑤ 情報管理体制の強化

個人情報等の機密情報について、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等により、今後も引き続き、情報管理体制の強化を図って参ります。

なお、当社は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマーク制度の認証を取得しており、情報管理の徹底を図っております。

⑥ 社内体制の整備について

当社グループが継続的に企業価値を拡大していくためには、より専門性の高いサービスを構築できる専門的知識を有した優秀な人材の採用と教育及び組織体制の強

化が重要な課題であると認識しております。

このため、労働条件の改善等による魅力ある職場作りの推進を中長期的視点で進めていくことで優秀な人材を確保するとともに、人材育成のために教育・研修制度を充実させること等によって、バランスの取れた組織体制の整備・強化を図る方針であります。

また、事業の拡大に応じた管理業務を支障なく遂行できるよう、内部統制の仕組みを改善し、管理体制の強化を図って参ります。

⑦ グループ連携強化とグループアセットの最適化

当社は4社の子会社を保有する事業持株会社であります。環境変化の激しいインターネット市場において、各社が自律的な意思決定を行うことでスピード感のある事業経営の実現を目指すとともに、経営理念、カルチャーを共有することでグループとしての一体化、経営資源の効率的な活用を目指して参ります。

(11) 主要な事業内容

当社グループの事業である雑誌販売支援事業の内容は以下のとおりです。

- ① W E B 販 売：個人・法人全てのお客様に、日本初の雑誌・定期購読専門サイト「Fujisan.co.jp」及び自社運営サイトを通じて、様々な雑誌、雑誌記事と連動した商品のワンストップショッピングを提供
- ② 出版社向けサービス：出版社の皆様に対して、定期購読誌を中心とした雑誌の販売支援から、梱包・配送、顧客管理、定期購読誌のデジタル化支援、雑誌と連動したECサイトの企画・運営、PRサイトと連動した記事の企画等、様々な定期購読業務のサポート機能及び雑誌に関連する周辺事業への進出のサポート機能を提供
- ③ デジタル取次サービス：出版社の皆様からお預かりしたデジタル雑誌データを各電子書店に取次ぎを行うためのシステム、各種サポートを提供

(12) 主要な営業所

① 当社

名称	所在地
本社	東京都渋谷区

② 子会社

名称	所在地
Fujisan Magazine Service USA, INC.	アメリカ合衆国カリフォルニア州
株式会社magaport	東京都渋谷区
株式会社しょうわ出版	東京都渋谷区
株式会社アイデア	東京都渋谷区

(13) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
雑誌販売支援事業	87名	3名増

(注) 上記の従業員数には、臨時従業員は含まれておりません。

② 当社の使用人

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
83名	3名増	39.8歳	7年2か月

(注) 上記の従業員数には、臨時従業員は含まれておりません。

(14) 借入先及び借入額

借入先	借入金残高 (千円)
株式会社三菱UFJ銀行	150,000
株式会社三井住友銀行	150,000
株式会社りそな銀行	150,000
株式会社みずほ銀行	100,000

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 12,273,520株
 (2) 発行済株式の総数 3,315,620株 (自己株式92,679株を含む)
 (3) 株主数 1,491名
 (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
西 野 伸 一 郎	856,600株	26.58%
株 式 会 社 図 書 館 流 通 セ ン タ ー	350,000株	10.86%
神 谷 ア ン ト ニ オ	344,437株	10.69%
株 式 会 社 Catalyst ・ Data ・ Partners	307,940株	9.55%
合 同 会 社 5 8 1 Wilcox Ave.	206,900株	6.42%
中 村 得 郎	57,000株	1.77%
株 式 会 社 丸 喜 堂	44,000株	1.37%
日 名 耕 太	41,000株	1.27%
吉 岡 裕 之	32,000株	0.99%
株 式 会 社 SBI 証 券	27,114株	0.84%

(注) 持株比率は、自己株式92,679株を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当連結会計年度における自己株式の取得及びその後の新株予約権の行使により、自己株式が26,300株減少しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第11回の2 新株予約権
発行決議日	2013年9月30日	2014年3月28日	2014年3月28日
区分	取締役（注1）	取締役	取締役
保有者数	1名	2名	3名
目的となる株式の 数（株）	1,400	79,000	44,800
目的となる株式の 種類	普通株式	普通株式	普通株式
権利行使時1株当 たりの行使価格 （円）	250	250	250
権利行使期間	2015年12月27日 ～2023年9月30日	2016年3月29日 ～2024年3月28日	2016年8月16日 2024年3月28日
新株予約権の行使 の条件	<p>①新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても当社または当社関係会社の役職員あるいはKamiya Consulting, Incの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。</p> <p>②その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。</p> <p>③新株予約権の譲渡及び質入れは、これを認めないものとする。</p>		

- (注) 1. 取締役が付与されている第10回新株予約権については、使用人として付与されたものであります。
2. 2017年9月1日付で行った1株を2株にする株式分割により、「目的となる株式の数（株）」及び「権利行使時1株当たりの行使価格（円）」は調整されております。

	第13回新株予約権
発行決議日	2019年 8 月 13 日
区分	取締役
保有者数	4 名
目的となる株式の数 (株)	166, 000
目的となる株式の種類	普通株式
権利行使時 1 株当たりの行使価格 (円)	715
権利行使期間	2019年 8 月 31 日 ～2024年 8 月 30 日
新株予約権の行使の条件	<p>①割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合</p> <p>(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合</p> <p>(c) 当社が上場廃止、倒産、及びその他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合</p> <p>(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。</p>

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西野 伸一郎	CEO 合同会社581Wilcox Ave. 代表社員 アジアクエスト株式会社社外取締役 東京電力ベンチャーズ株式会社社外取締役 株式会社アイデア取締役
取締役	神谷 アントニオ	C00兼メンバーシップグループ長 Fujisan Magazine Service USA, INC. 代表取締役 KamiyaConsulting, Inc. 代表取締役 3776 HOLDINGS KK取締役 株式会社magaport代表取締役社長 株式会社しょうわ出版取締役 株式会社アイデア取締役
取締役	相内 遍理	3776 HOLDINGS KK CEO兼社長
取締役	佐藤 鉄平	CF0兼経営管理グループ長 Fujisan Magazine Service USA, Inc. 社外取締役 株式会社magaport取締役 株式会社しょうわ出版代表取締役 株式会社アイデア監査役
取締役	大宮 敏靖	カルチュア・エンタテインメント株式会社取締役 株式会社徳間書店取締役副社長 株式会社主婦の友社取締役副社長 株式会社復刊ドットコム取締役 株式会社スタジオCI取締役
常勤監査役	山本 由美子	株式会社ビジョナリー国際会計事務所代表取締役
監査役（非常勤）	遠山 孝之	株式会社美術出版社代表取締役
監査役（非常勤）	深町 周輔	フォーサイト総合法律事務所パートナー弁護士 株式会社バンク・オブ・イノベーション社外取締 役（監査等委員） 株式会社シルバーライフ社外取締役（監査等委 員） 株式会社メルティンMM I 社外監査役

注1. 取締役 大宮敏靖氏は社外取締役であります。

注2. 監査役 山本由美子氏、遠山孝之氏、深町周輔氏は社外監査役であります。

注3. 取締役 森田稔氏は2021年3月25日付で任期満了により退任しております。

注4. 当社は監査役 山本由美子氏、深町周輔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指
定し、同取引所に届け出ております。

注5. 社外取締役大宮敏靖氏、監査役 遠山孝之氏の兼務先はいずれもカルチュア・コンビニエンス
・クラブ株式会社の企業グループを構成する会社であります。

注6. 監査役 山本由美子氏は税理士であり、長年に渡り税務会計の実務に携わっており、財務及び
会計に関する相当の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償金額の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約に関する概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約により被保険者である取締役、監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び争訟費用について補填することとしております。なお、当社は、当該保険料を全額負担しております。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針に関する事項

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個別等の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が当該基本方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(a) 基本方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬のみで構成されております。明確な業績連動報酬は採用しておりませんが、固定報酬の個人配分について、当社の業績や貢献度等を鑑みて決定するものとします。

(b) 固定報酬等並びに賞与等に関する方針

当社の取締役の固定報酬は、毎月一定額を現金で支給することとし、役位や職責に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら総合的に勘案して決定するものとします。

(c) 非金銭報酬等に関する方針

当社では、取締役に対する非金銭報酬等の支給はありません。

(d) 報酬等の割合に関する方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬のみで構成されております。

(e) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額の具体的内容については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長CEOである西野伸一郎がその具体的内容について、取締役会で承認を得た年度予算案の範囲内で委任をうけるものとし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で各取締役の固定報酬の額を当社の業績及び本人の貢献度に鑑み決定いたします。これらの権限を委任した理由は、取締役の報酬配分については、報酬総枠について、株主総会決議の範囲内かつ、取締役会で審議し、決議した年度予算で総枠を定めているため、一定の牽制が働いていること、及び、取締役の貢献度の判断については、経営の最高責任を負う代表取締役社長CEOである西野伸一郎が経営の一環として判断することが適していると判断したためであります。なお、監査役の報酬等は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で監査役の協議により、決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役（うち社外取締役）	6名（2名）	71,764千円（1,350千円）
監 査 役（うち社外監査役）	3名（3名）	7,350千円（7,350千円）
計	9名（5名）	79,114千円（8,700千円）

注1. 取締役の報酬限度額は2014年3月28日開催の第12回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分は含まない。）と決議いただいております。また、監査役の報酬限度額は、同株主総会において年額15,000千円以内と決議いただいております。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）、監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）です。

注2. 当事業年度末現在の人員は取締役5名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
- ・社外取締役大宮敏靖はカルチュア・エンタテインメント株式会社、株式会社徳間書店、株式会社主婦の友社、株式会社復刊ドットコム、株式会社スタジオCIの取締役を兼務しており、当社はカルチュア・エンタテインメント株式会社、株式会社徳間書店、株式会社主婦の友社、株式会社復刊ドットコム及び各社が属するCCCグループとの間で営業取引を行っておりますが、取引条件については一般取引条件を勘案し、両社協議の上決定しております。
 - ・社外監査役山本由美子は株式会社ビジョナリー国際会計事務所の代表取締役を兼務しておりますが、当社と兼務先の間取引はありません。
 - ・社外監査役遠山孝之は株式会社美術出版社の代表取締役を兼務しており、当社は株式会社美術出版社及び同社が属するCCCグループとの間で営業取引を行っておりますが、取引条件については一般取引条件を勘案し、両社協議の上決定しております。
 - ・社外監査役深町周輔はフォーサイト総合法律事務所のパートナー弁護士、株式会社バンク・オブ・イノベーションの社外取締役（監査等委員）、株式会社メルティンMMIの社外監査役、株式会社シルバーライフの社外取締役（監査等委員）を兼務しておりますが、当社と兼務先との間の取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動内容
社外取締役	大宮 敏靖	10回中9回	—	2021年12月期に開催された取締役会については、10回中9回に出席しております。取締役会においては、CCCグループにおけるインターネットサービスの経営経験及び出版社の経営経験に基づき、活発に質疑を行い、議論を深めることに貢献しております。
社外監査役	山本 由美子	15回中15回	14回中14回	2021年12月期に開催された取締役会、監査役会全てに出席し、常勤監査役として、各種会議体への出席、稟議内容の確認を行い、活発に常勤取締役と意見交換を行っております。また、税理士としての豊富な会計実務、税務実務の経験に基づき、適宜取締役会において助言を行っております。

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動内容
社外監査役	遠山 孝之	15回中15回	14回中14回	2021年12月期に開催された取締役会、監査役会全てに出席しております。取締役会、監査役会においては、出版社、書店における監査役としての経験及び出版社における管理部門を担当していた取締役としての知見に基づき、適宜発言を行っております。
社外監査役	深町 周輔	15回中15回	14回中14回	2021年12月期に開催された取締役会、監査役会全てに出席しております。取締役会、監査役会においては、個人情報保護法、景品表示法、著作権法、会社法、その他IT関係の法務に詳しい弁護士としての知見に基づき、適宜発言を行っております。

(注) 大宮敏靖氏の取締役会出席回数は、同氏が取締役に就任後に開催された取締役会の出席回数となります。

- ③ 社外役員が当社の親会社または当社の親会社の子会社あるいは当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の総額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
①当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	22,000千円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額についての同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とするを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断した上で、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人である東陽監査法人との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、24,000千円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項（2015年12月14日取締役会決議）

当社は会社法第362条第4項第6号に基づき、2014年2月19日、2015年12月14日の取締役会決議により、内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、業務の適正を確保するための体制の整備・運用をしております。

① 当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会規程などに定められた行動規範・職務権限等に基づき、適切に職務の執行を行う。監査役は、取締役会等の重要会議に出席するなど法令に定める権限を行使し、取締役が内部統制システムを適切に構築し、運用しているかを会計監査人等と連携・協力の上、監視し検証する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規定に基づき、文書等に記録し、保存する。必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が、常時これらの文書等を閲覧・謄写できるものとする。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社グループの企業としてのリスクに対応するため、リスク毎に適切な処置を行う。また、必要に応じてリスク管理の観点から社内規程類の整備を行う。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループでは、全社的な目標として中期経営計画及び各年度予算を策定し、当社の各部門および当社の子会社は、この計画を達成するための具体的な施策を立案し実行する。

当社は、定例取締役会を月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催する。

取締役は、取締役会規程の職務権限・意思決定に関する規定に基づき、適正かつ効率的に担当する職務の執行を行う。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会は、企業統治を一層強化する観点から、実効性のある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令・定款順守の体制の確立に努める。
- ⑥ 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社等の経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に基づき、当社取締役会において協議し、承認するとともに、経営内容を的確に把握するために報告事項を定め、定期的に報告をする。また、業務遂行が法令または定款に適合することを確保するための内部監査については、当社の内部監査を担当する部署が関連規程等に基づき実施する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の求めに応じ、必要人数の使用人を配置する。また、当該監査役補助使用人の取締役からの独立性を確保する為、監査役補助使用人の異動・人事考課等は予め監査役と事前協議し、同意を得るものとする。当該使用人は、取締役または他の使用人の指揮命令を受けないものとする。
- ⑧ 当社及び当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する職務の執行状況について報告を行う。また、監査役から事業の報告を求められた場合には迅速かつ的確に対応し、監査役に協力する。当社は、監査役へ報告した当社または子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、通報または相談したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止する。
- ⑨ 監査役 of 職務の執行について生じる費用の前払または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務を執行する上で、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払う。
- ⑩ その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役は監査役及び監査役会が、監査法人、内部監査人と連携を保ちつつ効果的かつ効率的に監査を実施できるような環境を整備する。
- ⑪ 財務報告 of 信頼性を確保するための体制
当社は財務報告 of 信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用する。また、内部監査を担当する部門は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社グループは社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、一切の利益を供与しません。また、経営管理グループに不当要求防止責任者を設置しており、不当要求等が生じた場合には、経営管理グループを窓口として、速やかに所轄警察署、顧問弁護士等と連携して適切な措置を講じる。

⑬ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 取締役の職務執行

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って活動するように徹底しております。なお、当事業年度では取締役会を15回開催しております。

2. 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査を担当する部門との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備及び運用状況を確認しております。

3. 内部監査の実施

内部監査を担当する部門が内部監査に関する基本計画に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施しております。

4. 財務報告に係る内部統制

内部統制報告書作成に併せて内部統制評価を実施しております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社では、利益配分につきましては、経営成績及び財政状態を勘案して株主への利益配当を実現することを基本方針としております。しかしながら、当社は未だ成長過程にあり、内部留保が薄く、創業以来配当を行っておりません。

当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、現在当社は成長過程にあると認識しており、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の充実を図り、市場獲得、収益力強化、事業基盤の整備のための投資に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが将来において安定的かつ継続的な利益還元につながるかと考えております。そこで、当面は、内部留保の充実に努める方針であります。将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針であります。なお、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	4,723,139	【流動負債】	3,547,616
現金及び預金	2,892,557	買掛金	106,227
売掛金	322,010	短期借入金	550,000
商成品	37,998	未払金	1,602,549
未収入金	1,452,872	未払法人税等	116,594
その他の	28,555	預り金	1,094,752
貸倒引当金	△10,854	その他	77,491
【固定資産】	734,938		
有形固定資産	16,039		
建物	15,372		
減価償却累計額	△5,960	負債の部合計	3,547,616
建物(純額)	9,412	純資産の部	
工具器具備品	52,009	株主資本	1,843,493
減価償却累計額	△45,381	資本金	265,198
工具器具備品	6,627	資本剰余金	250,198
(純額)		利益剰余金	1,433,307
無形固定資産	321,926	自己株式	△105,211
ソフトウェア	316,343	新株予約権	996
のれん	5,583	非支配株主持分	65,972
投資その他の資産	396,972		
投資有価証券	304,077		
繰延税金資産	74,422		
その他	18,471		
		純資産の部合計	1,910,461
資産の部合計	5,458,078	負債及び純資産の部合計	5,458,078

(注) 金額は、表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
【売 上 高】		5,930,781
【売 上 原 価】		3,912,980
売 上 総 利 益		2,017,800
【販 売 費 及 び 一 般 管 理 費】		1,492,334
営 業 利 益		525,465
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	32	
受 取 精 算 金	1,433	
そ の 他	66	1,532
【営 業 外 費 用】		
支 払 利 息	2,818	
そ の 他	324	3,142
経 常 利 益		523,856
【特 別 利 益】		
清 算 配 当 金	1,254	
敷 金 返 還 差 益	3,150	4,404
【特 別 損 失】		
固 定 資 産 除 却 損	918	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	534	
減 損 損 失	783	2,236
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		526,024
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	160,956	
法 人 税 等 調 整 額	△8,351	152,605
当 期 純 利 益		373,418
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		26,562
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		346,856

(注) 金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	265,198	250,198	1,130,979	△142,761	1,503,614
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			346,856		346,856
自己株式の取得				△20,675	△20,675
自己株式の処分		△45,400		58,225	12,825
連結子会社株式の取得による持分の増減		872			872
その他資本剰余金の負の残高の振替		44,527	△44,527		—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					—
当期変動額合計	—	—	302,328	37,550	339,879
当期末残高	265,198	250,198	1,433,307	△105,211	1,843,493

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	996	40,282	1,544,893
当期変動額			
親会社株主に帰属する当期純利益			346,856
自己株式の取得			△20,675
自己株式の処分			12,825
連結子会社株式の取得による持分の増減			872
その他資本剰余金の負の残高の振替			—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)		25,689	25,689
当期変動額合計	—	25,689	365,568
当期末残高	996	65,972	1,910,461

(注) 金額は、表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連 結 注 記 表

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等)

I. 連結の範囲に関する事項

1. 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	3社
主要な連結子会社の名称	株式会社magaport 株式会社しょうわ出版 株式会社イデア

2. 非連結子会社の名称

Fujisan Magazine Service USA, Inc.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

II. 持分法の適用に関する事項

1. 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

2. 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

Fujisan Magazine Service USA, Inc.

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

III. 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社magaport、株式会社しょうわ出版及び株式会社イデアの決算日は、連結決算日と一致しております。

IV. 会計方針に関する事項

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として定率法（但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年から15年

工具器具備品 4年から15年

② 無形固定資産（のれんを除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（主として3年）による定額法を採用しております。

3. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

V. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月

31日)を当連結会計年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

VI. 会計上の見積りに関する注記

1. 自社利用のソフトウェアの資産性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
ソフトウェア 316,343千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りに関する情報

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

自社利用のソフトウェアについて、将来の収益獲得見込額又は費用削減見込額に基づき、資産性を評価しております。当社は将来の収益獲得見込額又は費用削減見込額が資産計上された開発費用を上回っていることから資産性があると判断し、ソフトウェアとして計上しており、社内における利用可能期間(3年)に応じて償却を行っております。

(2) 見積りの算出に用いた主要な仮定

将来の収益獲得見込額又は費用削減見込額を判断するに当たり用いた主要な仮定は、売上高の基礎となる取扱高(連結取引消去前における当社グループから出版社への定期購読の注文取次高、当社の仕入販売高、当社グループが出版社から配送業務及び広告PR業務等を受けた請負業務の取扱高の合計)であります。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である取扱高は、経営環境の変化等による不確実性が存在し、当初想定した仮定のとおりには推移しない可能性があります。その場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、ソフトウェアの計上額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 非上場株式等の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
投資有価証券 304,077千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りに関する情報

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

非上場株式は当社が保有するものであります。当該非上場株式は時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券であり、取得原価をもって貸借対

照表価額としており、1株当たりの純資産額に基づく実質価額が取得原価に比べ著しく低下したときは、回復可能性が十分な根拠により裏付けられる場合を除き、相当の減損処理を行うこととしております。また、これらの株式について、投資先の超過収益力等を反映して財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で投資先の株式を取得している場合、超過収益力等が見込めなくなった場合には、これを反映した実質価額が取得原価に比べ著しく低下した場合に、相当の減損処理を行うこととしております。

(2) 見積りの算出に用いた主要な仮定

投資先の投資時における超過収益力の毀損の有無の判断及び回復可能性の判断について、取得時における事業計画の達成状況や、投資先の取締役会又はこれと同等の機関により承認された事業計画、経営環境に関する外部情報及び内部情報等を用いて、将来の成長性や業績に関する見通しを総合的に勘案して検討しております。当該検討には見積りの要素が含まれており、その主要な仮定は、主に事業計画に含まれる売上高及び営業利益であります。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りに用いた仮定の不確実性は高く、投資先の事業の状況や財務状態、経営環境等によって変動する可能性があり、事業計画と実績に乖離が生じた場合、翌連結会計年度において投資有価証券評価損が計上される可能性があります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,315,620	—	—	3,315,620

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び総数

普通株式 332,760株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、必要な資金を自己資金で賄っており、余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に関係会社株式及び取引先企業との業務または資本提携等に関連する株式であり、財務状況により価値が下落するリスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金、預り金並びに未払法人税等は、そのほとんどが3ヶ月以内に決済及び納付期限が到来するものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（顧客の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、経理規程に従い、取引先や顧客ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、「CS クレーム&督促管理マニュアル」に従い、個別に把握し対応を行う体制としております。

投資有価証券については、発行体（取引先企業）の財務状態等を把握しております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、経営管理グループが適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを軽減しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)を参照ください）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,892,557	2,892,557	—
(2) 売掛金	322,010	322,010	—
(3) 未収入金	1,452,872		
貸倒引当金 ※	△1,693		
	1,451,179	1,451,179	—
資産計	4,665,747	4,665,747	—
(1) 買掛金	106,227	106,227	—
(2) 未払金	1,602,549	1,602,549	—
(3) 預り金	1,094,752	1,094,752	—
(4) 未払法人税等	116,594	116,594	—
(5) 短期借入金	550,000	550,000	—
負債計	3,470,124	3,470,124	—

※未収入金に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) 未収入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 預り金 (4) 未払法人税等 (5) 短期借入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2021年12月31日
投資有価証券	304,077

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,892,557	—	—	—
売掛金	322,010	—	—	—
未収入金	1,452,872	—	—	—
合計	4,667,439	—	—	—

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 571円99銭
- 1株当たり当期純利益 109円03銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	4,131,017	【流動負債】	3,127,111
現金及び預金	2,607,471	買掛金	106,227
売掛金	154,244	短期借入金	400,000
商品	37,998	未払金	1,358,059
前渡金	2,044	未払費用	30,052
未収入金	1,290,836	未払法人税等	102,346
前払費用	14,805	未払消費税等	38,050
関係会社短期貸付金	30,000	預り金	1,090,836
その他	4,471	その他	1,538
貸倒引当金	△10,854		
【固定資産】	808,004	負債の部合計	3,127,111
【有形固定資産】	16,039	純資産の部	
建物	9,412	【株主資本】	1,810,914
工具器具備品	6,627	【資本金】	265,198
【無形固定資産】	318,604	【資本剰余金】	250,198
ソフトウェア	313,021	資本準備金	250,198
のれん	5,583	【利益剰余金】	1,400,728
【投資その他の資産】	473,360	その他利益剰余金	1,400,728
投資有価証券	302,877	繰越利益剰余金	1,400,728
関係会社株式	83,049	【自己株式】	△105,211
敷金保証金	18,416	【新株予約権】	996
繰延税金資産	69,017	純資産の部合計	1,811,910
資産の部合計	4,939,021	負債及び純資産の部合計	4,939,021

(注) 金額は、表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損 益 計 算 書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
【売 上 高】		3,726,808
【売 上 原 価】		1,999,975
売 上 総 利 益		1,726,832
【販 売 費 及 び 一 般 管 理 費】		1,284,631
営 業 利 益		442,200
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	30	
受 取 精 算 金	1,433	
そ の 他	52	1,516
【営 業 外 費 用】		
支 払 利 息	1,728	
そ の 他	120	1,849
経 常 利 益		441,867
【特 別 利 益】		
清 算 配 当 金	1,254	
敷 金 返 還 差 益	3,150	4,404
【特 別 損 失】		
固 定 資 産 除 却 損	918	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	534	
減 損 損 失	783	2,236
税 引 前 当 期 純 利 益		444,035
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	141,128	
法 人 税 等 調 整 額	△3,834	137,293
当 期 純 利 益		306,741

(注) 金額は、表示単位未満を切り捨てて記載しております。

株主資本等変動計算書

（ 2021年1月1日から
2021年12月31日まで ）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	265,198	250,198	－	250,198
当期変動額				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△45,400	△45,400
その他資本剰余金の増減			45,400	45,400
当期変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	265,198	250,198	－	250,198

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	1,139,387	1,139,387	△142,761	1,512,023	996	1,513,019
当期変動額						
当期純利益	306,741	306,741		306,741		306,741
自己株式の取得			△20,675	△20,675		△20,675
自己株式の処分			58,225	12,825		12,825
その他資本剰余金の増減	△45,400	△45,400		－		－
当期変動額合計	261,341	261,341	37,550	298,891	－	298,891
当期末残高	1,400,728	1,400,728	△105,211	1,810,914	996	1,811,910

(注) 金額は、表示単位未満を切り捨てて記載しております。

個 別 注 記 表

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定率法（但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年から15年

工具器具備品 4年から15年

(2) 無形固定資産（のれんを除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3年）による定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

II. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当事業年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

III. 会計上の見積りに関する注記

1. 自社ソフトウェアの資産性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額
ソフトウェア 313,021千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りに関する情報

「【連結注記表】会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

2. 非上場株式等の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額
投資有価証券 302,877千円
関係会社株式 83,049千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りに関する情報

「【連結注記表】会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	51,342千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	47,869千円
短期金銭債務	7,065千円

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業収益	41,801千円
営業費用	66,600千円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数に関する事項	
普通株式	92,679株

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

減価償却超過額	59,375千円
一括償却資産償却超過額	379 〃
貸倒引当金	3,323 〃
減損損失	224 〃
未払事業税	5,714 〃
商品評価損	192 〃
敷金償却費	995 〃
関係会社株式評価損	23,168 〃
小計	93,373千円
評価性引当額	24,356千円
合計	69,017千円

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	561円88銭
2. 1株当たり当期純利益	96円42銭

IX. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月18日

株式会社 富士山マガジンサービス

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 浅川 昭久
業務執行社員

指定社員 公認会計士 橋本 健太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社富士山マガジンサービスの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社富士山マガジンサービス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年2月18日

株式会社 富士山マガジンサービス

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 浅川 昭久
業務執行社員

指定社員 公認会計士 橋本 健太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社富士山マガジンサービスの2021年1月1日から2021年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月24日

株式会社富士山マガジンサービス 監査役会
常勤監査役（社外監査役） 山本 由美子 ㊞
社外監査役 遠山 孝之 ㊞
社外監査役 深町 周輔 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案に関する参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役の役割分担の明確による経営効率化を図ること、及び「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告を含む。)に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集及び議長) 第22条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに各取締役及び監査役に通知するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。</p> <p>(役付取締役) 第24条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選定し、必要に応じて、専務取締役、常務取締役を各若干名選定する事ができる。</p> <p>(代表取締役) 第25条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。</p>	<p>2 <u>当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(取締役会の招集及び議長) 第22条 取締役会は、<u>最高経営責任者 (CEO)</u> がこれを招集し、その議長となる。<u>最高経営責任者 (CEO)</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに各取締役及び監査役に通知するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。</p> <p>(役付取締役) 第24条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、<u>最高経営責任者 (CEO)</u>、社長1名を選定し、必要に応じて、<u>最高執行責任 (COO)</u>、<u>最高財務責任者 (CFO)</u>、<u>会長、副社長</u>、専務取締役、常務取締役を各若干名選定する事ができる。</p> <p>(代表取締役) 第25条 <u>最高経営責任者 (CEO)</u> は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">＜ 新 設 ＞</p>	<p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第2号議案 取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役大宮敏靖氏が辞任により退任いたしますので、取締役1名の補欠選任をお願いするものであります。

なお、本取締役候補者は、取締役大宮敏靖氏の補欠として選任されることになりまますので、その任期は当社定款の定めにより、在任取締役の任期の満了すべき時までとなります。

取締役候補者は次のとおりです。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
たかはし やすのり 高橋 誉則 (昭和48年6月25日)	平成9年4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 入社 平成24年4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社執行役員副社長室長 平成26年3月 当社社外取締役 平成27年4月 株式会社TSUTAYA常務取締役 平成28年11月 旭屋書店取締役（現任） 令和3年4月 株式会社Catalyst・Data・Partners 代表取締役社長（現任） 令和3年4月 株式会社MPD社外取締役（現任） 令和3年4月 株式会社SKIYAKI社外取締役（現任） 令和3年5月 株式会社つみき取締役（現任） 令和3年6月 SHOWROOM株式会社社外取締役（現任） 令和3年8月 株式会社ワンモア社外取締役（現任）	—

(注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 高橋誉則氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役の候補者とする理由について

社外取締役候補者高橋誉則氏は、書店経営の経験及びビッグデータビジネスの知識を生かして当社経営をご指導頂くために社外取締役候補者とするものであります。主に第1の矢における雑誌定期購読支援事業における各種マーケティング施策に対する助言、第3の矢における当社が保有する各種雑誌データの活用方法等における助言等が期待される役割となります。

4. 社外取締役候補者高橋誉則氏は、当社株主（持株比率9.55%）である株式会社Catalyst・Data・Partnersの代表取締役社長を兼務しております。また、当社は同社に対し3.48%出資しておりますが、ともにマイノリティ出資であり、双方の経営の影響を与える関係にはありません。

5. 当社は、社外取締役候補者高橋誉則氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額です。
6. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

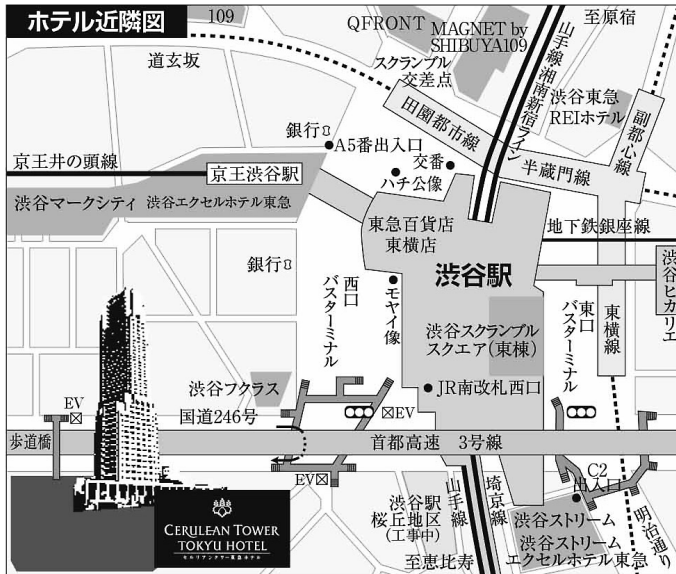
以 上

株主総会会場 ご案内図

会 場： セルリアンタワー東急ホテル
地下2階 ボールルーム「昴」
東京都渋谷区桜丘町26番1号

※お越しの際は極力公共交通機関をご利用ください。恐れながら、会場には当総会用の駐車場のご用意はございませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

※渋谷駅の大規模工事に伴い、JR渋谷駅西口歩道橋の導線が変更となる可能性があります。ご不便をおかけしますが歩道橋上の案内板等を適宜、ご確認頂きますようお願いいたします。



(交通) JR渋谷駅西口より歩道橋を渡り国道246号沿い 徒歩5分。